

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府（以下「両締約国政府」という。）は、
重大な犯罪（特にテロリズム）を防止し、及びこれと戦うために一層緊密に協力する希望に促され、

一層効果的な情報の共有が重大な犯罪（特にテロリズム）との戦いにおいて不可欠な要素であることを認め、

基本的な権利及び自由、特にプライバシー及び個人情報の保護を尊重しつつ、査証を免除するそれぞれの制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にすることの必要性並びに重大な犯罪（特にテロリズム）を防止し、及びこれと戦うことの重要性を認識して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

(1) 「自動照会」とは、第三条の規定により指定された国内連絡部局を通じて指紋情報を比較するためのオンラインによる手続であつて、照会する締約国政府の国内連絡部局（以下「照会連絡部局」という。）から送信された指紋情報と照会を受ける締約国政府が利用可能とする指紋情報との間に適合するものがあるかどうかを自動的に決定することを目的とするものをいう。

(2) 「個人情報」とは、自然人を特定している情報又は特定することができる情報をいう。

(3) 「重大な犯罪」とは、この協定の実施上、少なくとも一方の締約国政府（第四条又は第八条については、情報を照会し、又は利用する締約国政府）の国内法令により、死刑又は無期若しくは長期一年を超える拘禁刑に処することとされている犯罪を構成する行為であつてこの協定の不可分の一部を成す附属書Iに規定されるもの及び死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に処することとされている犯罪を構成するその他の行為をいう。

第二条 目的

両締約国政府は、査証を免除するそれぞれの制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、重大な犯罪（特にテロリズム）を防止し、探知し、及び捜査することを目的と

して利用される情報（個人情報を含む。以下同じ。）を交換するためにこの協定により設けられる枠組みの下で相互に協力する。

第三条 国内連絡部局

- 1 各締約国政府は、この協定に規定する任務を行う一又は二以上の国内連絡部局を指定する。
- 2 一方の締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じてその国内連絡部局を通知する。
- 3 両締約国政府の国内連絡部局は、この協定に基づいて相互に直接連絡する。
- 4 両締約国政府の国内連絡部局は、この協定に定める要件に適合するよう、この協定に規定する任務を行う。

第四条 指紋情報の自動照会

- 1 一方の締約国政府は、重大な犯罪を防止し、探知し、及び捜査するための情報を提供するため、他方の締約国政府の国内連絡部局が自動照会を開始することを許可する。
- 2 一方の締約国政府は、自動照会のため、この協定の不可分の一部を成す附属書Ⅱに規定する指紋情報を他方の締約国政府に利用可能とする。

3 各締約国政府の国内連絡部局は、重大な犯罪の防止、探知及び捜査のため、特定の状況から判断して、ある個人が重大な犯罪を実行するか又は実行したかについて調査する理由がある場合にのみ、当該個人の指紋情報に関する自動照会を開始することができる。

4 各締約国政府は、自国の法令に従い、自動照会のための自動指紋識別システムを設ける。自動照会が開されたときは、照会を受ける締約国政府の自動指紋識別システムは、指紋情報の比較の結果に従い、対応する参照番号とともに適合する指紋情報があること又は適合する指紋情報がないことを照会連絡部局に自動的に回答する。

5 適合する指紋情報がある場合には、照会連絡部局が結果を確認することができるようにするため、回答には、当該指紋情報を添える。

6 この条の規定に基づく自動の照会の結果、適合する指紋情報がある場合において、次条の規定に基づく追加的な情報の要請がないときは、照会を受けた締約国政府の国内連絡部局（以下「被照会連絡部局」という。）は、合理的な期間内に当該照会の目的について説明を要請することができる。照会連絡部局は、その要請に対し適時に回答する。

7 この条の規定に基づく自動照会の技術的及び手続的な細目は、両締約国政府の国内連絡部局の間の一又は二以上の実施取決めで定める。

第五条 追加的な情報の要請及び提供

1 照会連絡部局は、自動の照会の結果、適合する指紋情報がある場合には、要請の目的及び一又は二以上の実施取決めに定めるその他の事項について書面による通報を行うことを条件として、被照会連絡部局に対し、指紋情報が適合する者に関する追加的な情報の提供を要請することができる。

2 被照会連絡部局は、この協定及び自国の法令に従い、照会連絡部局に対し、要請された情報であつて、その要請を受理した時に利用可能であり、かつ、当該要請に示された目的に関連すると認めるものを提供する。

3 情報については、照会する締約国政府による防止、探知又は捜査の対象となる行為が照会を受ける締約国政府の国内法令によれば犯罪を構成するか否かにかかわらず、提供する。

4 この協定に基づく情報の要請は、当該要請が他の適用可能な二国間又は多数国間の法律上の相互援助に関する国際協定によって規律されなければならない場合を除くほか、当該国際協定又はその他の国際的な

法執行に関する相互の協力を通じて行われ得ることのみを理由としては、拒否されない。

5 被照会連絡部局は、要請を拒否する場合には、自国の法令に適合する範囲内で、照会連絡部局に拒否の理由を通報する。

第六条 要請がない場合の情報の提供

いずれの一方の締約国政府も、事前の要請がない場合においても、個別の事案において、重大な犯罪（特にテロリズム及び関連する行為）が実行される又は実行されたと信ずるに足りる理由があるときは、重大な犯罪の防止、探知及び捜査のため、自国の法令に従い、国内連絡部局を通じて他方の締約国政府に情報を提供することができる。

第七条 利用の結果の通報

第五条又は前条の規定に基づいて情報を受領した国内連絡部局は、要請があるときは、当該情報を提供した国内連絡部局に対し当該情報の利用（次条5(1)の規定に基づく利用を含む。）の結果を通報する。

第八条 情報の処理に対する制限

1 被照会連絡部局は、照会連絡部局から送信された指紋情報を、第四条の規定に従って回答を行った後直

ちに削除する。ただし、自動の照会の結果、適合する指紋情報がある場合には、第五条1に規定する要請に回答するまで、照会連絡部局から送信された指紋情報を保管することができる。

2 照会連絡部局は、第四条5の規定に基づいて被照会連絡部局から送信された指紋情報を、第五条の規定に基づいて追加的な情報を要請するか否かを決定した後直ちに削除する。

3 各締約国政府は、第五条の規定に基づいて追加的な情報を要請するか否かを決定するためにのみ自動照会の結果を利用することができる。

4 被照会連絡部局は、自国の法令に従い、第五条1に規定する書面による通報に含まれる情報を保管する。

5 (1) 各締約国政府は、第五条の規定に基づいて提供された情報を、同条1の規定に基づいて通報した目的に加えて、8の規定に適合する範囲内で次の目的のために利用することができる。

- (a) 重大な犯罪の捜査
- (b) 自国の公共の安全に対する重大な脅威の防止
- (c) 出入国管理に関連する目的

(2) 一方の締約国政府は、第五条 1 及び(1)に規定する目的以外の目的のため情報を利用することが必要と認める場合には、その利用の目的を示すことにより、当該利用についての事前の同意を得るための書面による要請を他方の締約国政府に対して行うことができる。

6 各締約国政府は、前条に規定する結果を、この協定の実施状況を検討するためにのみ利用することができる。

7 いずれの一方の締約国政府も、他方の締約国政府の書面による事前の同意なしに、第四条から前条までの規定に基づいて提供された情報をいかなる第三国、国際機関、民間団体又は私人にも開示してはならない。前段の規定は、各締約国政府がこの協定の下で提供された情報を開示する義務を自国の法令に基づき負う場合には、当該義務に影響を与えるものと解釈してはならない。

8 一方の締約国政府は、第五条及び第六条の規定に基づき情報を提供するに当たり、特定の事案において、他方の締約国政府による当該情報の利用について条件を付すことができる。当該他方の締約国政府は、当該情報を受領する場合には、当該条件に拘束される。

9 両締約国政府は、それぞれ自国の法令に従い、提供された情報の処理を公正に実施し、及び第五条の規

定に基づいて提供された情報については、同条1に規定する目的又は当該情報が5の規定に基づいて利用されている目的のために必要な限りにおいて保管する。

第九条 情報の保護及び保全

両締約国政府は、それぞれ自国の法令に従い、この協定に基づいて提供された情報を保護すること（当該情報の許可されていない利用又はこれへの許可されていないアクセスを防止することを含む。）を目的として、組織的な措置、技術的な措置その他の必要な措置（例えば、適当な場合には、適当な技術及び暗号の使用）がとられることを確保する。

第十条 一定の情報の訂正、削除又は不開示

1 一方の締約国政府は、この協定に基づいて他方の締約国政府に提供し、又は当該他方の締約国政府から受領した重要な情報が不正確な又は信頼できないものであることを知った場合には、当該他方の締約国政府に通報する。

2 いずれの一方の締約国政府も、この協定に基づいて他方の締約国政府から受領した重要な情報が不正確な又は信頼できないものであることを当該他方の締約国政府から通報され、又はその他の方法で知った場

合には、当該情報の訂正、削除、不開示等の適切な措置をとる。

第十一条 記録

- 1 各締約国政府は、この協定に基づいて両締約国政府間で伝達された情報の提供及び受領の記録を保管する。当該記録は、各締約国政府が次のことを行うことを可能にするために使用される。
 - (1) この協定及び自国の法令に基づく当該情報の保護の効果的な監視を確保すること。
 - (2) 第四条6、第七条及び前条の規定を効果的に実施すること。
 - (3) この協定及び自国の法令に基づく当該情報の保全を確保すること。
- 2 1の記録には、次の事項を含める。
 - (1) 締約国政府が提供し、又は受領した情報の種類
 - (2) 提供又は受領の日時
 - (3) 自動照会の時点において重大な犯罪の防止、探知又は捜査を行っている当局の識別
- 3 1の記録は、不適切に利用されることのないように適当な措置により保護され、及び少なくとも二年間保管される。各締約国政府は、保管期間の経過後、自国の法令に適合しない場合を除くほか、当該記録を

直ちに削除する。

第十二条 費用

一方の締約国政府は、この協定に基づく自らの義務（例えば、自動指紋識別システムの設置、運用及び保守並びに他方の締約国政府による要請の実施）を履行するに当たって自らが負った費用を予算上の資金の利用可能性に従って負担する。

第十三条 一般規定

1 この協定のいかなる規定も、両締約国政府若しくは両国が締結している他の適用可能な国際協定又は自国の法令に従って、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対し、情報を要請し、又は提供することを妨げるものではない。

2 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国政府による情報の照会、要請又は利用が、当該締約国政府が自国の国際的な義務に適合する範囲内で政治犯罪であると認める行為の防止、探知又は捜査に関するものである場合には、当該締約国政府がこの協定に基づいて当該情報の照会、要請又は利用を行うことを認めるものと解してはならない。

- 3 この協定は、私人の権利若しくは義務（証拠を取得し、若しくは排除し、又は情報の共有を妨げることを含む。）を生じさせ、又はこれらに影響を及ぼすものではない。

第十四条 協議

- 1 両締約国政府は、この協定の円滑な実施のために協議する。
- 2 両締約国政府は、必要に応じ、この協定の解釈又は適用に関して生ずるいかなる問題についても協議する。

第十五条 効力発生、改正及び終了

- 1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの内部手続を完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この協定の規定は、この協定の効力発生の日以後に行われた情報の照会、要請又は提供（情報がこの協定の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む。）について適用する。
- 3 いずれの一方の締約国政府も、この協定を改正するため、他方の締約国政府に対し協議を要請することができる。この協定（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱを含む。）は、両締約国政府の書面による合意により改正することができる。

ることができる。

4 いずれの一方の締約国政府も、他方の締約国政府に対し、三箇月の予告をもって書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。

5 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて提供された全ての情報は、この協定の規定に従って引き続き保護される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十四年二月七日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

三ツ矢憲生

古屋圭司

アメリカ合衆国政府のために

キャロライン・ケネディ

附属書 I

この附属書に掲げる区分に該当する犯罪又はこれらの犯罪の未遂、共謀、ほう助、教唆若しくは予備（犯罪とされている場合に限る。）であつて、死刑又は無期若しくは長期一年を超える拘禁刑に処することとされているものを構成する行為は、「重大な犯罪」としてこの協定の適用の対象となる。

1 テロリズム又はテロリズムに関連する犯罪

2 拷問

3 殺人、傷害致死又は重過失致死

4 重大な傷害（永久的な障害が残ること及び永久的に外観が損なわれることを含む。）を加える意図をもつて行う暴行又はそのような傷害をもたらす暴行

5 恐喝

6 贈収賄又は腐敗行為

7 横領

- 8 重罪に当たる盗取
- 9 住居侵入
- 10 偽証又は偽証教唆
- 11 人の取引又は密入国
- 12 児童の性的搾取又は児童ポルノに関連する犯罪
- 13 麻薬、マリファナその他の規制物質の不正な取引、頒布又は頒布を意図した所持
- 14 火器、弾薬、爆発物その他の武器の不正な取引又は火器に関連する犯罪
- 15 詐欺又は欺もう的行為を伴う犯罪
- 16 税に関連する犯罪
- 17 犯罪収益の洗浄
- 18 通貨の偽造
- 19 コンピュータ犯罪
- 20 知的財産に係る犯罪又は製品の偽造若しくは違法な複製

- 21 身元関係事項の盗取又は情報のプライバシーの侵害（データベースへの不法なアクセスを含む。）
- 22 環境に係る犯罪（絶滅のおそれのある動物又は植物の種（亜種及び変種を含む。）の不正な取引を含む。）
- 23 外国人の許可されていない入国若しくは居住又は不適正な入国の助長
- 24 人の器官又は組織の不正な取引
- 25 略取、誘拐、不法な拘束又は人質をとる行為
- 26 強盗
- 27 文化的な物品（骨とう及び美術品を含む。）の不正な取引
- 28 偽造（行政官庁の文書（例えば、旅券及び旅行証明書）又は支払手段の偽造を含む。）
- 29 生物学的物質、化学的物質、核物質若しくは放射性物質の不正な取引若しくは使用又はこれらの不法な所持
- 30 盗取された若しくは偽造された物品又は盗取された若しくは不正な文書（旅券及び旅行証明書を含む。）
若しくは支払手段の取引

- 31 強姦^{かん}その他の重大な性的暴行
- 32 放火
- 33 航空機若しくは船舶の不法な奪取又は公海における海賊行為
- 34 妨害行為（サボタージュ）

附属書II

1 日本国政府は、次の(1)及び(2)をアメリカ合衆国政府に利用可能とする。

(1) 自動の照会において、当該照会が特定された個人に関するものであることが明示される場合には、次の(a)から(c)までに掲げる区分に該当する個人の指紋情報であつて、当該個人から採取されたものであり、かつ、重大な犯罪を防止し、探知し、及び捜査する目的のために利用される自動指紋識別のための国のシステムに保管されているもの

(a) 確定判決によつて有罪の判決を受け、及び刑の言渡しを受けたことのある者

(b) 逮捕されたことのある成人であつて、その逮捕に係る事件について、次の(i)から(iii)までに掲げる者に該当する者

(i) 公訴を提起されたが、判決が確定していない者

(ii) 日本国の刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第二百四十八条（その改正を含む。）の

規定により公訴を提起しない処分を受けたことにより、公訴を提起されたことのない者

(iii) 公訴を提起されたこと又は公訴を提起しない処分を受けたことのいずれもない者。ただし、微罪

と認められた場合又は最終的に刑事手続以外の未成年者に関する手続の対象となった場合を除く。

(c) 日本国内の警察当局の間で逮捕の要請が送付されている成人

(2) 自動の照会において、当該照会が特定されていない個人に関するものであることが明示される場合には、個人から採取された指紋情報であつて、(1)に規定する目的のために利用される自動指紋識別のための国のシステムに保管されているもの

2 アメリカ合衆国政府は、1(1)に規定する目的のために利用される自動指紋識別のための国のシステムに保管されている指紋情報（次の(1)から(4)までに掲げる区分に該当する個人の指紋情報を含むが、これらに限定されない。）を日本国政府に利用可能とする。

(1) 有罪の判決を受けたことのある者

(2) 逮捕されたことのある成人

(3) 逮捕状が発せられたことのある成人

(4) テロリストであることが判明している者又はそれが疑われる者